

グラウト技能者の能力評価(レベル判定)

グラウト技能者の能力評価は、(一社)日本グラウト協会が策定し国土交通大臣認定の「グラウト技能者の能力評価基準」(※1)及び「グラウト技能者の能力評価実施規程」に基づき、レベル判定を受けることとなります。そのためには、国土交通省の「レベル判定システム」に申請が必要です。同システムに申請された情報は、自動的に建設キャリアアップシステムに提供され蓄積されます。

※1 国土交通省 認定能力評価基準の令和2年3月27日認定 ○グラウト技能者
グラウト技能者の能力評価基準の「3. 能力評価基準の対象とする職種」及び
「5. 各レベルの基準の内容 別表一覧」(別紙)をご覧ください。

レベル判定を受ける方へ

グラウト技能者の能力評価(レベル判定)を受ける方は、国土交通省の「レベル判定システム」にてWEB申請を行う必要があります。

ポイント

- ① 能力評価(レベル判定)の申請は、所属事業者等が行います。
技能者自身は申請できません。
- ② 所属事業者、技能者ともに建設キャリアアップシステム(CCUS)に登録が完了していることが前提です。

■能力評価(レベル判定)申請先

詳しい説明と能力評価(レベル判定)の申請先は、以下のURLにあります。

国土交通省:建設技能者の能力評価制度について

https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_fr2_000040.html

・レベル判定費用は、4,000円です。

※建設キャリアアップシステムへの登録がまだの方は、こちらから先に登録を行ってください。

⇒ <https://www.ccus.jp/>

・CCUS 技能者登録(インターネット申請)・・・2,500円 ※初回登録時のみ

※レベル判定費用の4,000円が無料となる特別講習(2020/01/31まで、先着5,000名)があります。ぜひご利用ください。

特別講習の受講についてはこちらから

<https://www.kensetsu-kikin.or.jp/humanresources/reiwa-tokuken/>

■問い合わせ先

能力評価制度に関すること

03-5253-8283 (国土交通省)

レベル判定システムの操作方法など

03-6625-4477

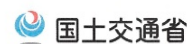
(レベル判定システムヘルプデスク)

(別紙)

グラウト技能者の能力評価基準の【別表】レベル1～4の基準の一覧



能力評価基準【グラウト】



呼称		グラウト技能者
能力評価実施団体		(一社) 日本グラウト協会
認定日		令和2年3月27日
レベル4	就業日数	10年(2150日)
	保有資格	●登録グラウト基幹技能者 ●優秀施工者国土交通大臣顕彰(建設マスター) ・レベル2、3の基準に示す保有資格
	就業日数(職長)	職長として 3年(645日)
レベル3	就業日数	7年(1505日)
	保有資格	●1級又は2級土木施工管理技士 ●ジェットグラウト技士 ●青年優秀施工者土地・建設産業局長顕彰 ・職長・安全衛生責任者教育 ・レベル2の基準に示す保有資格
	就業日数(職長+班長)	職長又は班長として 1年(215日)
レベル2	就業日数	3年(645日)
	保有資格	・ボーリングマシン運転特別教育 ●特定化学物質等作業主任技術者技能講習 ●小型移動式クレーン運転技能講習 ●玉掛け特別教育又は玉掛け技能講習 ●低圧電気取扱業務特別教育
レベル1		建設キャリアアップシステムに技能者登録され、かつ、レベル2から4までの判定を受けていない技能者

※ ●印の保有資格は、いずれかの保有で可。